

平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時 平成 24 年 12 月 3 日 (月)
開会：午前 10 時 00 分 (閉会：午前 10 時 40 分)

会 場 新潟県自治会館本館 2 階 202 会議室

出席委員 久保朋恵
松原明子
澤田克己
高杉幹夫
福井泰雄

事務局 池上忠志 (事務局長)
松崎義春 (事務局次長)
猪俣仁 (業務課長)
渡辺広彰 (総務係長)
齋藤敬子 (医療給付係長)
小山真吾 (総務係主任)
竹内理恵 (総務係主任)

日 程

- 1 開会
- 2 広域連合事務局長挨拶
- 3 議題
諮問事項
新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために
新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報当該市町村へ提
供することについて
- 4 その他
報告事項
平成 24 年度情報公開等の運用状況について
- 5 閉会

審議会内容

1 開会（松崎次長）

これより平成24年度情報公開・個人情報保護審査会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、進行をさせていただきます事務局次長の松崎と申します。よろしくお願いたします。

2 広域連合事務局長挨拶（池上局長）

事務局長の池上でございます。よろしくお願い申し上げます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

審査会の皆様方におかれましては、公私ご多忙の中をご出席賜りありがとうございます。

さて、今日の議題ですが、当広域連合の構成市町村であります三条市が行う予定の敬老事業のために当広域連合が保有する個人情報、後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない被保険者に係るデータの提供について個人情報保護条例の規定に基づき審査会のご意見を伺うものです。よろしくお願い申し上げます。

なお、折角の機会ですので、高齢者医療制度の見直しの状況について、報告をさせていただきます。

この8月10日に、社会保障制度改革推進法が成立しました。この法律は、医療保険制度など社会保障改革の基本的な考え方を定めたものですが、このうち高齢者医療制度の見直しに関連した部分は、今後の高齢者医療制度については、状況などを踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとし、必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、同会議の審議の結果等を踏まえて講じることとしています。

この法律は、8月22日に施行され、国民会議の初会合が11月30日に開催されたところです。依然として、先行き不透明な状況が続いています。

現行制度の運営主体であります広域連合にとりましては、今後の組織運営や財政計画等に大変苦慮するところですが、当広域連合としては、関係機関と連携を密にし、国の動向を注視するとともに、現行制度の安定運営に努めて参りたいと考えています。

委員各位のご理解、ご協力よろしく、願いたします。

事務局職員の紹介（松崎次長）

事務局職員の紹介を行う。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に郵送させていただきました諮問書と当該諮問に係る三条市からの協議文書の写しです。

また、本日、机上配付いたしました資料は、次第、資料1「諮問事項に関する資料」、資料2「平成24年度の情報公開等の運用状況について」です。

それでは、次第の3議題からの議事の進行につきましては、澤田会長にお願いいたします。

3 議題（議長：澤田会長）

※議題については、会長が議長を務め進行

○会長

それでは、次第の3「議題」に移ります。

諮問事項「新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報当該市町村へ提供することについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局

諮問事項の「新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報を当該市町村へ提供すること」について、説明いたします。

事前にお送りしました「諮問書」、三条市長名による表題「後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない被保険者に係るデータ提供について」という協議文書と、その別紙である「敬老祝金品贈呈事業（拡充概要）」、併せて、本日お配りしました、資料1「諮問事項に関する資料」、以上に基づいて説明を行っていきたいと思います。

資料から分かるように、今回の諮問は三条市からの協議を契機としたものとなります。

それでは最初に、「敬老祝金品贈呈事業（拡充概要）」をご覧ください。

三条市では、市民一人一人が「明るく、楽しく、元気よく」生涯を健康で幸せに暮らし続けるために“スマートウェルネス三条”を掲げており、項番5の「事業スキーム」にあるとおり、従来から敬老祝金品贈呈事業として「85歳・90歳・100歳・110歳」の方をお祝いしてきたところですが、平成25年度よ

り事業を拡充したいと考えており、項番2の「健康かつ自立して生活している後期高齢者に敬意を表することで、本人の更なる健康維持を促すとともに、後期高齢者の健康意識の向上を図る。」ことを事業目的に設定し、項番3の「平成24年度の1年間に後期高齢者医療制度及び介護保険制度に係る給付等を受けていない方」を対象として、祝品を贈呈することを計画しております。

そのために、医療の給付等を受けていない被保険者の情報を把握したいとして三条市から相談があり、その後、お手元にあるように、10月12日付けで三条市長名による情報提供の協議文書が当広域連合に提出されています。三条市が希望する情報は、『協議文書』の項番2に記載のとおり、指定された期間内に医療給付を受けていない被保険者に限定されたものとなります。

続いて、『諮問書』をご覧ください。諮問事項は、個人情報保護条例の規定の基づき、第8条第2項による「実施機関以外のものに個人情報を目的以外の目的のために提供すること」と、第8条第4項による「個人情報を利用した場合の本人への通知をしないこととすること」の2点に分けて、お諮りしています。

具体的内容は、資料1の「諮問事項に関する資料」をご覧ください。

最初に1つ目の“目的外の提供”についてですが、提供する情報・提供する目的は、今まで説明してきたとおりとなります。

これに対する連合長の意見については、当広域連合が保有する個人情報「被保険者情報」、「診療報酬・調剤報酬明細書情報」及び「療養費支給情報」は、医療給付事務や、保険料賦課を目的として広域連合が保有する情報である。

本来の目的とは異なるが、構成市町村の行う高齢者の健康意識の向上及び健康維持・増進に寄与する敬老事業であることから、当該事業に対し当広域連合が保有する個人情報を提供することは、高齢者の福祉の増進につながり、ひいては高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されることを促すものと考えられる。

よって、個人情報保護条例第8条第2項ただし書きの規定により、第8条第1項第5号に規定される「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」と認め、提供することとしたい。

次に、2つ目の“本人への非通知”についてですが、提供する情報・提供する目的は同じものですので記載を省いております。

これに対する連合長の意見については、個人情報を提供することについて、本人の権利利益を不当に侵害することがない中で、本人に通知することは無用の混乱を生じさせることになり、また通知により広域連合の事務量及び経費の増加が見込まれる。

よって、個人情報保護条例第8条第4項の規定にする本人への通知は行わな

いものとする。

以上で、諮問に関する各資料の説明を終了いたします。

なお、当広域連合といたしましては、今後、他の市町村から同様の依頼があった場合には、あらためて諮問することなく、今回の内容を踏まえて、その都度判断させていただきたいと考えております。

それでは、十分にご審議いただくようお願いいたします。

○会長

ただいま説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質疑をいただきます。

○委員

三条市からの要求ですが、祝金贈呈事業の概要を見ますと85歳以上というスキームがあるわけですから、三条市で他に目的があって、こういうことを調べようとしているのではないかなという疑念もあるんですが、おそらく75歳以上で1年間全く医療を受けないという、介護も含めてですよ、普通考えられないと思うんですが、対象者がいても一人、二人程度ぐらいだと思うんですね。

請求している情報ですけれども、番号と、氏名と、生年月日、現住所というわけですが、これを把握していったいどうするのかという疑念があります。

ただ、構成市町村ということで、連合長はオーケーを出しているわけですが、そのことについて連合長から事務局へ何か質問がございましたか。いわゆる特に必要がないだろうということでオーケーを出したのでしょうか、現実的でない調査だと思います。健康な人を表彰するのであれば、役所内部で検討して、或いは自治会の協力を得て、その辺りの情報から敬意を表して表彰するというのであれば結構なことだろうと納得するのですが、今回は現実的ではないような気もいたします。

私どもの立場としては、審査ということですので、新聞等で国保の話だと思いますが、先発医薬品と後発医薬品の差額を調べてお知らせして、皆さんに保険料の負担を軽減するという目的で、ほとんどの市町村で進めていますが、今回の場合は、医療を全く受けていない方を表彰するところちょっと疑問があるのですが、支障がなければ法律に沿ったものであれば結構だと思います。個人情報保護条例第8条第1項第1号から第4号までは全く該当しないわけですよ。該当するとすれば第5号ですけれども、皆さんの意見も聞いてみたいと思います。

広域連合長の見解は何かありましたか。

○事務局

広域連合長の見解としましては、先ほどご説明したとおりです。

○委員

広域連合長の見解は、事務局が広域連合長の話を聞かないで書いたということですか。

○事務局

申し訳ないです。

○委員

まあその辺は・・・。

○会長

確認なんですけど、三条市からの依頼ですが、75歳以上の方に祝金なり粗品を贈呈するという事業ということですが、これは75歳以上全員が対象となるということですか。

○事務局

その通りです。

○委員

情報を知りたいということですから、この対象期間に受診がない方だけを報告するということですよ。

○事務局

そうです。参考ですと、三条市内に75歳以上の方が現在14,552人いらっしゃいます。大雑把ですが、1年間医療給付を受けられていない方は3.2%程度いらっしゃいます。これは、医療給付だけの観点ですので、当然、介護を受けていて医療給付を受けられていない方もいらっしゃいますので、それを合わせますと、もっと少なくなると思います。

○委員

医療だけで、3%程度いらっしゃるんですね。

○会長

確認ですが、広域連合が持っている情報というのは、医療にかかった方の情報があるということで、今回求められているものは、医療にかかっていない方ということですね。

全体のデータ中から、医療にかかった方のデータを抜いたデータを提供するわけですので、間接的な情報提供ということですね。

先ほど、委員がおっしゃったご意見の中に、今回提供する情報が6項目ありますが、こんなにいらぬんじゃないかということですか。

○委員

まあ情報提供するというのであれば、6項目で差支えないと思います。

○事務局

補足よろしいでしょうか。協議文書としては、10月12日付の文書できているわけですが、それ以前から、三条市議会で三条市長がこういった事業方針を述べられたなかで考えておられて、何回か三条市の担当者がこちらまでお越しになられて、協議のうえ今回の協議文書という形になっております。協議文書の4番で情報の取扱等というところで記載があります、提供いただいた医療費情報は本利用目的以外には使用いたしません。また、データについては処理のあと、裁断または焼却いたしますということで、三条市としても本目的以外には利用しないということを明確に主張されておりますので、私どもは健康な後期高齢者のみを抽出するという作業のみで、情報は良好に利用されるものと考えております。

○委員

提供する情報には、被保険者番号が入っているわけですが、何故、被保険者番号を提供するという理由は明記されていますか。

○事務局

理由は明記されていませんが、個々人を特定する情報として挙がってきております。

○委員

医療費の給付を受けていない方が3%というお話ですが、介護も受けていない方の数字はお分かりですか。

○事務局

介護保険のデータは、三条市が持っておりますので、そこまでは広域連合では把握できません。

○会長

被保険者番号は、三条市では特定できないものですか。

○事務局

被保険者番号は、広域連合で採番したものです。

○委員

そうすると提供する意味合いがないですね。

○会長

被保険者番号は、三条市に提供する意味がないですね。

○事務局

三条市では、後期高齢者医療の業務を行っておりますので、ネットワークはつながっておりますので、医療を担当している課では被保険者番号につきましてもアクセスできるというような状況です。

○委員

三条市長さんて、若い方ですね。住みよい環境づくりとして、何をやるうかなということで、この事業が出てきたと思いますが、これでいいのかなとちょっとと思いますが。

○委員

でもね、目的も明確にされていて問題は無いと思います。

○委員

3%というと、120人程度いるということですから、特に支障がなければ止むを得ないという感じを受けます。

○会長

目的外利用というところで、年金の不正受給問題等で利用されなければいいのですが。

○事務局

年金の不正受給問題は、以前から実際に動いておりますので、そういった面では目的外利用は心配ないと思います。

○委員

構成市町村ですし、医療データを提供するわけではないですからね。

○会長

本人に通知しないということについてはいかがでしょうか。

○委員

ここに書いてあるとおりでよろしいかと思えます。

○会長

今後同様の依頼が他市町村からあった場合の提供については、審査会を通さないということについてはいかがですか。

○委員

今回と全く同じ内容であればよろしいかと思えます。

○会長

それでは、ご意見をまとめさせていただきます。

皆様からのご意見は、「新潟県後期高齢者医療広域連合の構成市町村が行う敬老事業のために新潟県後期高齢者医療広域連合が保有する個人情報を当該市町村へ提供することについて」了解する、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

本審査会としましては、本件に係る個人情報の提供について了解することといたします。答申書につきましては、あらかじめ案を準備してありますので、これから皆様に配布いたします。

この案で、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、この答申書案から案をとったものを、正式な

答申書として事務局に提出したいと思います。

4 その他

(1) 平成23年度の情報公開等の運用状況について

○会長

それでは、次第の4「その他」に入ります。

報告事項について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

それではお手元の資料2「平成24年度情報公開等の運用状況について」をご覧ください。

内容につきましては、平成24年11月末現在の状況を記載しております。

はじめに「1 情報公開の実施状況」をご覧ください。

行政文書の開示請求は、2件あり、いずれも開示決定しております。

請求者は、(2)に記載してあります東京医科歯科大学と阿賀野市となり、いずれも後期高齢者の医療費に関する研究及び分析を目的としております。

開示請求された行政文書は、被保険者集計表、事業状況報告書、診療報酬請求内訳書となっております。

続いて、「2 個人情報保護制度の運用状況」についてです。

「(1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」についてですが、3件の開示請求があり、いずれも開示決定しております。

請求内容につきましては、請求者は本人からの請求が1件、遺族からの請求が2件となり、診療報酬明細書(レセプト)の開示請求が2件、医療費通知の開示請求が1件となっております。

続いて、「(3) 個人情報の目的外利用、第三者提供の状況」でございます。

内容としましては、まず、法令等に定めがあるものが7件、あらかじめ審査会の答申を得て対応しているものが2件となっております。

これらの内訳は、「(4) 個人情報の目的外利用、第三者提供の内訳」をご覧ください。

はじめに、「法令等に定めがあるもの」ですが、捜査関係機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく請求が3件、検察から刑事訴訟法第507条に基づく請求が1件、労働基準監督署から労働者災害補償保険法第49条に基づく請求が1件、独立行政法人環境再生保全機構から石綿による健康被害の救済に関する

る法律第 81 条に基づく請求が 2 件でございます。

次に、「あらかじめ当審査会の答申を得て対応しているもの」について、請求者は佐渡市と糸魚川市からであり、いずれも地域的な統計・分析を行う目的であったことから提供を決定したものです。

なお、平成 24 年度における情報公開等の運用状況については、平成 25 年 4 月 1 日付で告示及びホームページで公表する予定でございます。

以上で、報告を終わります。

○会長

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

○会長

個人情報の開示請求を受けた時に、それを断ったという事例はありますか。

○事務局

今のところございません。

○会長

この件は、報告事項ということでご承知おきいただければと思います。

それでは、予定されておりました議題は、これで終了いたしました。

皆様、ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

澤田会長、ありがとうございました。

5 閉会（松崎次長）

それでは以上をもちまして、審査会を終わらせていただきます。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。